

長久手市市政・広報 e-モニター運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長久手市市政・広報 e-モニター設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づく、長久手市市政・広報 e-モニター（以下、「e-モニター」という。）の運営について必要な事項を定める。

(募集)

第2条 e-モニターは、公募により募集するものとする。

- 2 e-モニターは、要綱第4条の要件を満たす者のうち、所定の方法により応募を行った者を登録するものとする。

(アンケートの実施)

第3条 アンケートの実施通知は、登録した e-モニターの電子メールアドレスに実施の旨を送信する方法で行う。

- 2 e-モニターは、市ホームページ上の入力フォームにアクセスし、アンケート内容を入力、送信する方法で回答する。
- 3 e-モニターの回答等に係る通信費は、e-モニターの負担とする。

(アンケート結果の取扱い)

第4条 選択式の項目については、統計的に集計したデータを市ホームページで公表する。

- 2 自由記述式の項目については、回答者の氏名を伏せ、一覧にして市ホームページで公表する。ただし、記述内容が次に掲げるものに該当する場合は、修正を行った上で公表するか、公表を行わない。
 - (1) 設問に対する回答として論理的な適切さを欠く記述
 - (2) 個人情報が特定されるおそれがある記述
 - (3) その他、e-モニター制度の円滑な運営にあたり、適切でないと市長が認める記述

(禁止行為)

第5条 e-モニターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 虚偽の内容で e-モニターに登録又は回答を行う行為
- (2) 第三者に対して迷惑となる行為

(3) e-モニターの制度の円滑な運営を妨げる行為

(4) その他、市長が適当でないと認める行為

(登録の解除)

第6条 e-モニターが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、e-モニターの登録を解除することができる。

(1) 要綱第4条に掲げる要件を欠いたとき。

(2) e-モニターから登録解除の申出があったとき。

(3) 前条の禁止行為に該当する行為を行ったとき。

(4) 登録したメールアドレスに、3回以上連続してメールが到達しなかったとき。

(5) その他、市長が登録解除する必要があると認めたとき。

(個人情報の保護)

第7条 市は、e-モニター制度の運用によって得た個人情報を適切に管理し、目的以外の利用を行わない。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び長久手市個人情報保護法施行条例（令和4年長久手市条例第24号）の規定に基づき、適切に保護するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。